

平成20年12月11日 午後3時
 照会先：保健福祉部保健予防課健康危機管理対策室
 担当者：室長補佐 菊池 巧
 (内線) 3217
 (直通) 029-301-3219

インフルエンザ流行情報 (第1報)

本県の49週インフルエンザ流行指数が流行開始の指標である1.0人を超え1.63人となり、インフルエンザの流行が始まったと考えられます。

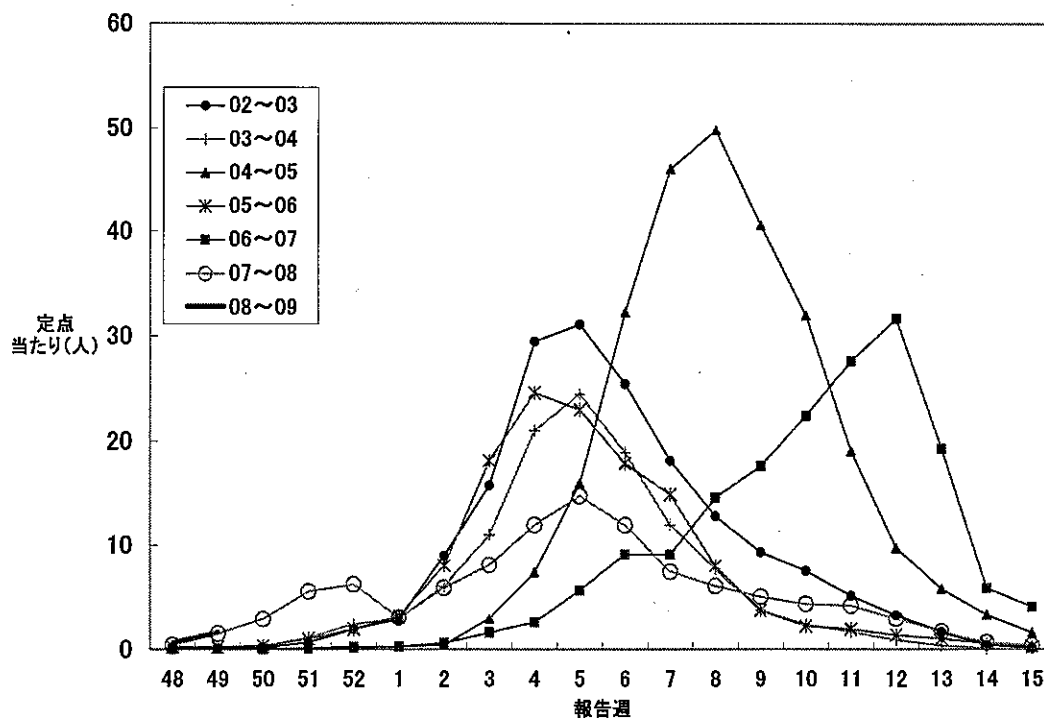
また、流行開始指標(1.0人)を超えている保健所は、古河保健所管内6.5人、日立保健所管内4.91人、常総保健所管内4.13人、常陸大宮保健所管内1.0人、竜ヶ崎保健所管内1.0人です。

近県では、栃木県2.5人、千葉県1.85人、東京都1.67人、埼玉県1.66人が流行開始指数を超えており、全国においても1.62人と全国的な流行が開始したとみられます。

今後、県内の他の地域においてもインフルエンザの流行が広がる可能性がありますので、県民の皆様に対し別紙のとおりインフルエンザの予防について呼びかけをお願いします。

※ 地域注意報の発令基準は《備考》欄を参照ください。

インフルエンザ定点当たり報告数



《各保健所管内のインフルエンザ流行状況》

保健所	定点数	調査期間:H20. 12. 01~H20. 12. 07(第49週)		
		患者数	流行指数	注意報・警報の発生状況
水戸	17	3	0.18	—
ひたちなか	8	7	0.88	—
常陸大宮	8	8	1.00	—
日立	11	54	4.91	—
鉾田	5	1	0.20	—
潮来	8	1	0.13	—
竜ヶ崎	14	14	1.00	—
土浦	13	6	0.46	—
つくば	10	9	0.90	—
筑西	10	7	0.70	—
常総	8	33	4.13	—
古河	8	52	6.50	—
県全体	120	195	1.63	—

《備考》

インフルエンザの流行に関する警報・注意報について

① 県では、県内のインフルエンザ流行状況を把握するため、延べ120医療機関(小児科75、内科45)に1週間単位で患者数の報告を求めており、各保健所毎に以下によりインフルエンザ流行指数を算出します。

$$\text{インフルエンザ 流行指数} = \frac{\text{インフルエンザ 定点において1週間の間にインフルエンザと診断した患者数}}{\text{インフルエンザ 定点数}}$$

② 流行指数が、**基準値(注意報:1.0 警報:3.0)**を超えた保健所区域には「地域注意報」又は「地域警報」を発令します。

また、県全体において流行指数が基準値を超えた場合には、「県全域注意報」又は「県全域警報」を発令します。

注意報：流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを、流行発生後であればその流行がまだ終わっていない可能性があることを示します。

警報：大きな流行の発生・継続が疑われることを示します。

インフルエンザの予防について

あ、その咳、そのくしゃみ ～咳エチケットしてますか？～

◇ インフルエンザにかからない、うつさないための対策

★帰宅時の手洗い、うがい

- ・ 咽頭粘膜や手指など身体に付着したインフルエンザウイルスを取り除くために、有効な方法です。

★咳エチケット (咳やくしゃみをする時、ウイルスが2m～3m飛ぶと言われています。)

- ・ 咳・くしゃみの際にはティッシュなどで口と鼻を押さえ、周りの人から顔をそむけましょう。
- ・ 使用後のティッシュは、すぐにフタ付きのゴミ箱に捨てましょう。
- ・ 症状のある人はマスクを正しく着用し、感染防止に努めます。

★流行前のワクチン接種

- ・ インフルエンザワクチンは、罹患した場合の重症防止に有効といわれています。

★適度な湿度の保持

- ・ 空気が乾燥すると、のどの粘膜の防御機能が低下し、インフルエンザにかかりやすくなりますので、外出時にはマスクをしたり、室内では加湿器などを使って適度な湿度(50～60%)を保ちましょう。

★十分な休養と栄養摂取

- ・ からだの抵抗力を高めるために十分な休養と栄養を日ごろから心がけましょう。

★人混みや繁華街への外出を控えること、外出時のマスク着用

- ・ インフルエンザが流行してきたら、特に高齢者や慢性疾患を持っている人、疲労気味、睡眠不足の人は、人混みや繁華街への外出を控えること、外出時にはマスクを着用することも効果があります。

◇ インフルエンザにかかったら場合の対応

- ・ 早めに**医療機関を受診**して治療を受けましょう。
- ・ 安静にして、休養をとりましょう。特に、**睡眠を十分にとる**ことが大切です。
- ・ **水分を十分に補給**しましょう。お茶やスープなど飲みたいもので結構です。
- ・ 一般的に、インフルエンザを発症してから**3～7日間はウイルスを排出**すると言われていますので、その間は外出を控えましょう。

*参考までに、学校保健法では、「**解熱した後2日を経過するまで**」をインフルエンザによる**出席停止期間**としています(ただし、病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるときはこの限りではありません)。

- ・ 咳などの症状がある場合は、周りの方へうつさないために、咳やくしゃみをする際にはティッシュで口元を覆う、あるいは**マスクを着用**しましょう。